



資料編

1 計画の策定経過

日付	概要
令和元年（2019年） 9月20日	第1回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・スケジュールについて ・重点課題（施策）の検討について
令和元年（2019年） 12月19日	第2回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・計画骨子（案）の検討について
令和2年（2020年） 2月21日	第3回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（意見聴取会①） ・意見聴取
令和2年（2020年） 3月26日	第4回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・後期計画の基本方針ごとの評価について ・次回会議の資料及び検討事項について
令和2年（2020年） 9月3日	第5回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・前回までの議論と計画書イメージについて ・施策体系の見直しについて
令和2年（2020年） 11月19日	第6回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・前回の議論と計画書（案）について ・いじめ問題等の再発防止に向けた取組について ・第6次宝塚市総合計画との関連について
令和3年（2021年） 3月3日	第7回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・前回までの議論と計画書（案）における文言について
令和3年（2021年） 3月15日	第8回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（意見聴取会②） ・意見聴取（計画体系を踏まえた具体的取組について）
令和3年（2021年） 3月16日	第9回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（意見聴取会③） ・意見聴取（計画体系を踏まえた具体的取組について）
令和3年（2021年） 3月18日	第10回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・意見聴取により得られた意見について
令和3年（2021年） 4月30日～5月31日	パブリック・コメント手続きによる意見募集
令和3年（2021年） 6月24日	第11回 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会 ・パブリック・コメント手続きの実施結果について

2 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会設置要綱

(設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項の規定に基づき、教育振興に関する中期的な総合計画として平成22年10月に策定した「宝塚市教育振興基本計画」及び同計画の点検・評価に基づく見直しを経て平成28年2月に策定した「宝塚市教育振興基本計画（後期計画）」（以下「第1次計画」と総称する。）を踏まえ、令和3年度（2021年度）からの10年間を計画期間とする「第2次宝塚市教育振興基本計画」（以下「第2次計画」という。）を策定するため、第2次宝塚市教育振興基本計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(検討会の任務)

第2条 検討会は、第2次計画の策定に向けて、第1次計画に基づく事務執行等について総合的な点検及び評価を行うとともに、第1次計画策定時から現在に至るまでの社会情勢や教育を取り巻く環境の変化等を考慮しながら、第2次計画の策定について総合的な検討を行う。

(組織)

第3条 検討会は、教育長、教育委員、管理部長、学校教育部長及び社会教育部長をもって組織し、委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長には教育長を、副委員長には委員長が指名した者をもって充てる。

(職務)

第4条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(会議)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

2 検討会は、委員の過半数の出席をもってこれを開く。

3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長が必要であると認めるときは、審議事項に係る事務を所掌する課長その他の職員に対し出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

5 検討会は、知識経験者、公募による市民、保護者、教職員等の意見を聴取する機会を設けなければならない。

6 検討会は、公開することにより、当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害する恐れがある場合その他委員長が非公開と認めた場合を除き、公開する。

(庁内検討会)

第6条 委員長は、専門的事項を協議するため、庁内検討会を設けることができる。

2 庁内検討会は、教育委員会事務局に所属する職員のうちから、委員長が適当と認める者をもって組織する。

(事務)

第7条 検討会の庶務は、教育委員会事務局教育企画課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営その他必要な事項については、委員長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年5月27日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和3年9月30日をもって失効する。

附 則(令和3年3月31日改正)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

3 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会委員名簿

(敬称略)

役職	氏名	備考
教育長	森 恵 実 子	(~R3.6.30)
	五 十 嵐 孝	(R3.7.1~)
教育委員	川 名 紀 美	(~R3.3.31)
教育委員	篠 部 信 一 郎	
教育委員	木 野 達 夫	
教育委員	望 月 昭	
教育委員	松 浦 一 枝	(R3.4.1~)
教育委員会事務局 理事	上 江 洲 均	(~R3.3.31)
同 管理部長	村 上 真 二	
同 学校教育部長	橘 俊 一	
同 社会教育部長	立 花 誠	(~R2.3.31)
	柴 俊 一	(R2.4.1~)

4 第2次宝塚市教育振興基本計画検討会意見聴取者名簿

(敬称略)

区分	氏名
教職員（幼稚園長会代表）	久木 綾子
教職員（小学校長会代表）	田上 裕一
教職員（中学校長会代表）	小野 光良
教職員（教諭代表）	山内 圭一
保護者（宝塚市PTA協議会代表）	薄田 昌広
知識経験者（立命館大学 教授）	春日井 敏之
知識経験者（京都府立大学 教授）	窪田 好男
公募市民	外間 有子

5 用語解説

【あ行】

生きる力

変化の激しいこれからの社会を生きる子どもたちに身につけさせたい「確かな学力」（基礎的な知識や技能を習得し、それらを活用して、自ら考え、判断し、表現することにより、様々な問題に積極的に対応し、解決する力等）、「豊かな人間性」（自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心等）、「健康・体力」（たくましく生きるための健康や体力等）などの要素からなる、「知・徳・体」のバランスのとれた力のことです。

いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものです。

【か行】

学習指導要領

学校教育法等に基づき、小・中学校等におけるそれぞれの教科等の目標や大まかな教育内容について文部科学省が定めるもので、各学校が教育課程（カリキュラム）を編成する際の基準となります。

キャリア教育

子ども一人ひとりが将来への希望を持ち、社会で生きる力をつけるため、人間関係形成能力、情報活用能力、将来設計能力、意思決定能力を発達段階に応じて身につけるための教育のことです。

教育課程（カリキュラム）

教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従い、学校教育の目的や目標を達成するために、地域や学校の実態及び子どもの心身の発達の段階に応じて指導内容と指導時間数を総合的にまとめた学校の教育計画です。

教育相談

いじめや不登校、発達の課題や問題行動等、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者に対して、個別に行う相談のことで、学校内での相談は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが担っているほか、コーディネーターとしての役割を担う教員の養成を進めています。また、市教育委員会においても学校や関係機関と情報交換を行い、子どもや保護者が安心した生活が送れるよう取り組んでいます。

校務支援システム

学校運営に必要な業務（名簿作成、出欠管理、成績管理、時数管理など）を効率的に処理できる機能を有しているシステムです。

コミュニティ・スクール

学校運営協議会制度により、学校と保護者や地域住民が協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え地域とともにある学校づくりをすすめる法律に基づく仕組みです。

【さ行】

自尊感情

自分自身を価値ある存在と認め大切に思う気持ちのことです。

就学前教育

保育所（園）・幼稚園・認定こども園などにおいて提供される就学前の教育・保育です。

主体的・対話的で深い学び

新学習指導要領に位置付けられている、児童生徒に必要な資質・能力を育むために、学びの質に着目し、授業改善の取組を活性化していく視点です。子どもたち一人ひとりが、予測できない変化に主体的に向き合っており、よりよい社会と幸福な人生の作り手となっていくために重要とされています。

生涯学習社会

国民一人ひとりが、生涯にわたって、いつでも自由に学習機会を選択し、学ぶことができ、その成果を適切に生かすことのできる社会のことです。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度のことです。

食育

様々な経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実現できる人を育てる教育のことです。

人生100年時代

平均寿命の伸びにより、100歳前後まで生きることが可能となる時代のことです。令和元年（2019年）12月に取りまとめられた「人生100年時代構想会議 中間報告」においては、「100年という長い期間をより充実したものとするためには、生涯にわたる学習が必要である」などが述べられており、生涯学習の重要性が一層高まっています。

新体力テスト

国民の体力・運動能力を調査するために、文部科学省が平成11年度（1999年度）から実施している「体力・運動能力調査」のことで、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、20mシャトルラン（持久走）、50m走、立ち幅とび、ソフト（ハンド）ボール投げの8種目を行います。類似した全国的なスポーツテストとして他に、全国体力・運動能力・運動習慣等調査があります。これらの調査は、地域の子どもの体力や運動習慣、生活習慣、食習慣等を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てることを目的として、スポーツ庁が平成20年度（2008年度）から小学校5年生と中学校2年生を対象に実施しています。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為などへのきめ細やかな対応を図るため、児童生徒の心のケア、保護者・教職員へのアドバイス等を行う公認心理師・臨床心理士のことで、

スクールソーシャルワーカー

教育分野に関する知識に加え、社会福祉などの専門的な知識や技術を持った人で、子どもたちが抱える課題についての状況や背景を見立て、連携・仲介・調整などの機能を発揮しながら福祉的な視点に立った環境改善に向けた支援を行います。また、チーム支援体制を校内に構築し、児童生徒個人と、その取り巻く環境の双方への働きかけを行います。

全国学力・学習状況調査

全国的な義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、各地域における子どもの学力・学習状況を把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として文部科学省が平成19年度（2007年度）から小学校6年生と中学校3年生を対象に実施している全国調査です。

【た行】

確かな学力

知識や技能だけでなく、学ぶ意欲や、自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力等までを含めたものです。

地域学校協働活動

地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」をめざして、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動のことで、例えば、子どもたちが地域に出て行って郷土学習を行ったり、地域住民とともに地域課題を解決したり、地域の行事に参画してともに地域づくりに関わったりするといった活動が挙げられます。

超スマート社会（Society5.0）

ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータ等の新たな技術を社会生活のあらゆる場面に取り入れることで大きな変革をもたらし、経済発展と課題解決を両立していこうとする高度で新たな未来社会のことをいいます。

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、人々に豊かさをもたらす「超スマート社会」のことであり、狩猟社会（ Society 1.0 ）、農耕社会（ Society 2.0 ）、工業社会（ Society 3.0 ）、情報社会（ Society4.0 ）に続く我が国がめざすべき未来社会の姿として、第5次科学技術基本計画において提唱されました。

点検・評価

教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等のことです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律において、教育委員会は、教育行政事務の管理執行状況について、自己点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出し、公表しなければならないと定められています。

特別支援教育

平成19年（2007年）4月から学校教育法に位置付けられ、すべての学校において障碍（がい）のある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために、適切な指導及び必要な支援を行う教育です。教育上特別な支援を必要とする子どものために小・中学校に置かれる学級は、特別支援学級といえます。

【は行】

不登校児童生徒

長期欠席者（年間30日以上欠席者）のうち、病気や経済的な理由がある場合を除いて、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、子どもが登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」のことです。

【ま行】

学びのセーフティネット

貧困の世代間連鎖を断ち切るため、家庭の経済的事情などにかかわらず、学びを断念することがないように支援することです。

学びの連続性

子どもの学びが、幼児教育から小学校教育へと、途切れることなく滑らかにつながっていることを言います。

【ら行】

レファレンスサービス

図書館司書による、調べものや資料探しのお手伝いをするサービスのことです。

【英字】

G I G Aスクール構想

児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたち一人ひとりに個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現することです。これまでの我が国の教育実践と最先端のICTのベストミックスを図り、教師、児童生徒の力を最大限に引き出します。

I C T

“Information & Communication Technology（情報通信技術）”の略語で、パソコンやスマートフォンを活用したコミュニケーションによる情報や知識の共有を図るための情報通信技術のことです。

S D G s

“Sustainable Development Goals”の略称で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された、令和12年（2030年）までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことです。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

S N S

“Social Networking Service”の略称で、登録された利用者同士が交流できるウェブサイトの会員制サービスのことです。人と人とのつながりを促進・サポートする、コミュニティ型のウェブサイトのことでTwitter、Facebookなどが知られています。